

北 B M 第 27号
平成 24 年 7 月 10 日

会 員 各 位
準会員 各 位

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄
(公社) 全国ビルメンテナンス協会北海道地区本部長

労働災害発生報告システムの運用開始について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当協会の事業の推進や運営に対しまして、常日頃からご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年、増加傾向にあります労働災害を防止・減少させ、安全で安心して働くことのできる職場環境の整備や業界全体の活性化を図るとともに、労災保険の収支改善に向けて、全国協会、各地区本部、各都道府県協会、会員企業が一丸となって労働災害防止に取り組むこととしました。

つきましては、この対策の一環として、通常の労働災害と重大災害とを分け、それぞれについて、報告とその情報をフィードバックする「労働災害発生報告システム」を本年6月から運用開始することになりましたので、会員及び準会員におかれましては、当システムの趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 運用開始月 平成24年6月から実施
- 2 対象企業 当協会の会員及び準会員
- 3 当報告システムのフロー（別添フローチャートを参照）
 - (1) 会員・準会員
 - ① 無事故又は通常災害発生 → 翌月の10日までに各地区協議会(事務局)に別紙様式1で報告。
 - ② 重大災害発生 → 随時、各地区協議会(事務局)に別紙様式5で報告。
※ 重大災害とは、死亡又は休業91日以上の場合であるが、発生時に見込みで報告し、確定後再報告。
 - (2) 各地区協議会
 - ① 無事故又は通常災害発生
 - ・会員・準会員から報告の様式1の記載漏れのチェック及び未提出社への督促。
 - ・当月の30日までに様式1及び集計報告書様式2を北海道協会に FAX 又は郵送で送付。
 - ② 重大災害発生 → 随時、様式5の記載漏れをチェックし、北海道協会に FAX 又は郵送で送付。
- 4 その他
当システムは、本年6月から運用を開始していることから、6月及び7月分は8月10日までに各地区協議会に提出願います。
なお、4月及び5月分につきましては、統計処理上必要がありますので、当システムの様式1により、8月10日までに、直接、北海道協会に提出願います。

(担当 事務局 本田、及川 TEL 011-615-1100 FAX 011-615-7055)